

業 務 委 託 説 明 書

令和6年度蒜山エリアにおける国立公園満喫プロジェクト推進事業に関する参加意思確認及び提案については、関係法令に定めるもののほか、この業務委託説明書によるものとする。

なお、本業務については、蒜山エリアで観光ガイド、観光スタッフ等の育成等ができる者を契約の相手方とする必要があるため、株式会社シーズ総合政策研究所を相手方とする随意契約の手続を行う予定としているが、他の者で下記2の資格を有し、本業務を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選択する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を募集するものである。

公募の結果、2の参加資格を有すると認められる者がいない場合は、株式会社シーズ総合政策研究所との随意契約の手続に移行する。

なお、2の参加資格を満たすと認められる者がいる場合にあつては、株式会社シーズ総合政策研究所と当該応募者が提出する提案書等について直ちに審査を行い、契約相手方を選択する予定である。

1 提案に付する事項

(1) 業 務 名

令和6年度蒜山エリアにおける国立公園満喫プロジェクト推進事業

(2) 業務内容

業務委託仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

(4) この契約の業務委託仕様書に関する質問は、業務委託仕様書に対する質問・回答書（様式第1号）で行う。

2 業務委託に参加できるものの資格応募要件

(1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿の業務種目「大分類9その他、小分類4研修業務」に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 過去2年以内に、観光ガイド、観光スタッフ等の育成研修を実施した十分な実績を有すること。
- (8) 国立公園満喫プロジェクトの趣旨及び本県の取組内容を理解し、蒜山エリアを管轄する真庭市や、一般社団法人真庭観光局と連携が取れる者であること。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県環境文化部自然環境課

電話086-226-7309 FAX086-224-7572

4 業務委託参加手続等

(1) 業務委託説明書、業務委託仕様書及び各種申請様式の配布期間及び場所

- ①配布期間 令和6年4月22日（月）から5月16日（木）までの閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで
- ②配布場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県自然環境課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/31/>
からダウンロードすることもできる。

(2) 参加資格確認申請書の提出の期間、場所及び方法

- ①提出期間 令和6年4月22日（月）から5月16日（木）までの閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(3) 参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

参加資格要件の審査及び不適合通知日 令和6年5月17日（金）

5 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

- ①受付期間 令和6年4月22日（月）から5月17日（金）までの閉庁日を除く

く日の午前9時から午後5時まで

②提出場所 上記3の場所に同じ

③提出方法 持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(2) 審査方法

岡山県環境文化部内に設置する審査会において、提案書の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後書面により通知する。

6 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（別紙1）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約を拒んだものとみなすので留意すること。

(6) 情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。